之ニ付何方ゟ茂違乱妨申者於有之ハ後日
五人組名主加判之永代売券状仍而如件

宝暦九己卯年
五月十日

家屋鋪
売主 藤七
五人組 七左衛門
門 三郎兵衛
名主 平四郎
異屋鋪請所名主後見 市左衛門

堀江橋本屋殿

前書之通訳ニ而私所持家屋敷代金六両弐分ニ
堀江橋本屋方へ永代売渡代金不残請取申所
実正也然上者何之五人組立合相改候上者
故ニ以而売券状江加判いたし候処少茂相違無之候
以上

卯五月十日

家屋鋪
売主 藤七
五人組 十左衛門
門 三郎兵衛
家主 伊兵衛
門 市左衛門

名主 平四郎殿
後見 市左衛門殿

右武ヶ所し家屋敷在七方ヶ代令六百五拾匁、買求ヶ所
沽券状之通致ハ後ニ取結ハ此上ハ大家屋敷ニ不ニ依
何事ニ所内接式之無無滞相勤ニ可ニ仕上
寅年九月十日　　堀江
買主　権次郎
右家屋敷代令六百五拾匁ニ依ニ今ニ日ニ年七月廿八日
幸ニ渡ス

永代賣渡之中家屋敷之事

一 仕立清所南本ニ際ヶ三軒同角屋敷九百口
賣行所並同所口軒同賣三間口賣行所並
敷合武ヶ所有之ニ家来不持之家屋敷代金
六百匁ニ此度永代賣渡之代金不残名之人組
立合右之金子慥ニ請取中ハ而実正之此家
屋敷ニ付　御公儀様沽様ニ出ニ付ハ尤御
許領屋敷之義ニ付ハ此家屋敷ニ付
諸親類ニ不及中横合ヶ出ニ成ニ中者無
出ニ付ハ差以来勤義中者有之ハ何ニ

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』　請求記号 807-132

ガラス使用

右御代々家屋敷相続等之分代令六百兩之賞
求申候之所沽券帳書通改以後之儀請取申候上之
右家屋敷之所之儀何事御町内格式之通無之締
右為之申候以上

賞主 まん親
清右衛門

寶曆九卯年 二七月廿八日

右家屋敷代令六百兩之賞
二月四日 [illegible]

永代賣渡申家屋敷之事

一 山城町小角ゟ六軒目表京ゟ四ゟ六尺三寸裏行
京ゟ沽拾六ゟ壱尺八寸裏幅京ゟ六ゟ壱尺八寸之繰
取持之家屋敷代令三百兩之代令永代賣渡
代令正儀ゟ令之文組立合右之令子從遠敷申示
實之也此家屋敷之付
御公儀御法様等ゟ其他ゟ御用領屋敷之儀無之
ゟ其他此屋敷之付諸親類ゟ不及申横合ゟ如何
遠乱申者無之ゟ其他ゟ無之ゟ其他ゟ有之ゟ
御用之儀ゟ無之ゟ家屋敷場所ゟ以為後日為之文人組
別之永代賣書状仍如件

寶曆十庚辰年二月廿六日

家屋敷賣主
宮八

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』　請求記号 807-132
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』　請求記号 807-132

ガラス使用

永代賣渡申屋敷之事

一山城町菊角ニ武新月表面金間三ヶ月裏行拾八ヶ月
壹人有之稼不取持之屋敷ニ代金百九拾八匁ニ此度本家ニ
永代賣渡右ニ代金右ニ五組立合ニ従ニ遠取ニ不実ニ是此
屋敷ニ　御公儀様ニ御拝領屋敷ニ而ニ無御座ニ此法
親ニ子ニ孫ニ遠孫ニ者無之ニ若横合ニ遠孫ニ者有之ニ
聞ニ者ニ如何ニ無之ニ場所出来ニ少ニ成御若干掛ニ内ニ
為法月ニ右ニ五人組立合ニ永代賣券状仍如件

寶暦十庚辰年五月十二日

屋敷賣之　北大馬

五人組　清三郎

永代書渡ノ沽券状、如件

寶暦十年庚辰十一月四日

家屋敷壹 添三清

五人組 惣三清

〃 利三清

〃 八郎太郎

〃 源八

名主 平四郎

渡人 平三郎

前書之家屋敷之方、実子ニ付渡り渡し
永之所持ニ有之ニ付、家屋敷之内、諸親類ニ
為ノ如件、後ニ成、遠祝ノ者無之ニ付、為ノ後日名主五人組
加判奥書仍如件

昭和五年五月四日 家屋敷譲ニ付也

平馬 様家

平馬 様

[illegible] 平三郎

五人組 惣三郎

〃 利三郎

〃 源八

〃 八郎太郎

名主 平四郎

渡人 平三郎

[illegible]

紙屋 平十郎 殿

前書之通紙一ツ持ニ家屋敷代金四百拾疋紙屋
平馬方ニ永代書渡代金ニ付、諸事不実正
ニ付、此ニ沽之五人組立合ニ付、以上ニ付、古渡ノ者無之ニ付
書券状ニ加判ニ付、為ニ付ニ付、

辰十一月四日

家屋敷壹 添三清

五人組 惣三清

〃 利三清

〃 八郎太郎

〃 源八

名主 平四郎殿

渡人 平三郎殿

右之家屋敷、[illegible]方ゟ代金四百八拾匁ニ賣ル
申ニ付沽券状之通、改法、後ニ[illegible]
家屋敷ニ付不依何事、四町内[illegible]
[illegible]

辰十一月四日

家屋敷賣主
紙屋平[illegible]

右之家屋敷代金[illegible]
[illegible]

永代賣渡申家屋敷之事

一八官町西側小角ゟ五軒目表ニ東向六間口裏行
町並之我ニ取ル家屋敷ニ付、此度半ニ成方ニ代金
四百七拾匁、永代賣渡申、取ル[illegible]也、右之代金[illegible]
五人組立合不殘従ニ遠取申ニ付此家屋敷ニ付
御公儀様ニ不及申子孫法親[illegible]ニ[illegible]ニ成遠乱申者
[illegible]若横合ゟ遠乱申者有之ニ[illegible]加判之者ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
寶暦十年庚辰十二月十二日

家屋敷賣主 久[illegible]

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』　請求記号 807-132

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

807
132

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

元文　庚申歳閏七月

寛延元戊辰歳十一月改之写

田中氏
正賢

同
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

名主
田中平四郎

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

807
132

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『沽券状之写』 請求記号 807-132

ガラス使用